保守オプション契約約款集

【WEB監視ツール利用規約】

保守契約者限定の監視ツール（以下「契約者」）は、保守会社（以下「当社」）から WEB更新ツールサービス（以下「本サービス」）の提供を受け取ります。以下のWEB更新ツール利用規定（以下「本規定」）を同意したうえで申込むものとします。

第1条（定義） 本規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下のとおりとします。

(1) 本申込書　保守契約者が、本規定を承諾した上で当社に本申込書による契約。（3）本サイト：契約者が販売元より購入したWEBサイト（4）店舗：契約者が運営する店舗。（5）利用者：本サイトを介して店舗の利用を希望する法人、団体または個人。（6）本サービス：WEB更新ツールと守護代行サービス。（7）ID・パスワード：契約者が、WEB更新ツールの店舗専用管理画面にアクセスする際に、適価接続の確立のために入力が必要な認証記号（ID）・パスワード。

第2条（本契約の成立） 1. 本契約は、当社が本申込書を受領した時点をもって、成立するものとします。

2. 前項に関わらず、本サービスの利用は、本契約成立後、当社が契約者へ発行する契約者ID・パスワードを契約者が承諾した日の属する月の翌月1日から開始できるものとします。

第3条（本規定の個別あとば変更） 1. 本規定は、本サービスの提供およびその利用に関し、当社と契約者に適用されるものとします。

2. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、ウェブサイト上での掲載またはメール等の当社が適当と判断する方法で本契約者に告知することにより、本規定の全部または一部を変更できるものとします。本規定の変更または一部の変更された場合、本サービスの利用に関しては、変更後の規定が適用されるものとし、契約者は変更後の規定に従うものとします。

第4条（サービスの利用） 1. 当社は契約者に対し、本規定に定める条件により、本サービスの使用を許諾するものとします。2. 契約者は、その責任を負うものとして、本サービスを次に掲げる方法で使用することはできません。（1）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（2）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（3）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（4）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（5）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（6）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（7）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（8）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（9）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（10）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（11）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（12）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（13）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（14）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（15）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（16）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（17）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（18）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（19）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（20）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（21）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（22）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（23）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（24）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（25）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（26）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（27）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（28）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（29）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（30）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（31）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（32）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（33）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（34）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（35）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（36）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（37）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（38）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（39）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（40）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（41）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（42）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（43）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（44）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（45）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（46）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（47）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（48）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（49）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（50）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（51）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（52）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（53）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（54）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（55）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（56）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（57）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（58）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（59）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（60）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（61）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（62）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（63）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（64）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（65）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（66）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（67）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（68）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（69）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（70）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（71）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（72）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（73）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（74）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（75）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（76）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（77）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（78）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（79）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（80）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（81）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（82）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（83）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（84）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（85）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（86）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（87）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（88）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（89）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（90）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（91）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（92）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（93）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（94）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（95）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（96）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（97）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（98）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（99）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（100）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（101）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（102）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（103）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（104）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（105）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（106）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（107）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（108）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（109）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（110）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（111）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（112）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（113）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（114）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（115）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（116）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（117）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（118）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（119）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（120）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（121）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（122）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（123）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（124）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（125）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（126）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（127）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（128）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（129）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（130）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（131）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（132）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（133）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（134）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（135）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（136）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（137）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（138）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（139）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（140）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（141）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（142）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（143）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（144）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（145）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（146）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（147）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（148）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（149）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（150）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（151）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（152）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（153）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（154）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（155）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（156）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（157）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（158）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（159）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（160）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（161）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（162）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（163）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（164）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（165）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（166）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（167）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（168）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（169）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（170）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（171）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（172）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（173）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（174）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（175）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（176）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（177）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（178）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（179）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（180）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（181）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（182）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（183）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（184）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（185）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（186）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（187）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（188）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（189）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（190）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（191）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（192）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（193）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（194）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（195）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（196）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（197）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（198）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（199）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（200）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（201）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（202）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（203）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（204）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（205）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（206）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（207）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（208）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（209）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（210）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（211）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（212）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（213）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（214）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（215）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（216）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（217）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（218）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（219）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（220）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（221）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（222）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（223）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（224）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（225）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（226）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（227）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（228）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（229）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（230）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（231）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（232）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（233）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（234）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（235）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（236）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（237）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（238）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（239）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（240）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（241）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（242）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（243）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（244）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（245）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（246）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（247）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（248）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（249）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（250）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（251）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（252）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（253）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（254）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（255）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（256）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（257）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（258）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（259）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（260）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（261）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（262）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（263）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（264）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（265）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（266）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（267）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（268）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（269）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（270）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（271）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（272）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（273）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（274）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（275）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（276）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（277）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（278）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（279）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（280）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（281）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（282）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（283）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（284）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（285）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（286）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（287）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（288）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（289）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（290）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（291）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（292）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（293）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（294）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（295）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（296）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（297）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（298）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（299）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（300）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（301）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（302）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（303）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（304）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（305）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（306）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（307）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（308）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（309）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（310）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（311）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（312）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（313）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（314）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（315）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（316）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（317）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（318）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（319）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（320）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（321）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（322）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（323）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（324）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（325）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（326）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（327）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（328）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（329）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（330）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（331）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（332）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（333）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（334）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（335）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（336）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（337）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（338）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（339）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（340）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（341）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（342）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（343）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（344）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（345）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（346）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（347）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（348）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（349）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（350）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（351）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（352）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（353）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（354）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（355）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（356）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（357）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（358）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（359）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（360）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（361）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（362）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（363）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（364）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（365）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（366）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（367）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（368）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（369）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（370）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（371）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（372）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（373）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（374）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（375）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（376）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（377）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（378）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（379）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（380）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（381）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（382）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（383）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（384）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（385）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（386）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（387）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（388）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（389）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（390）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（391）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（392）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（393）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（394）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（395）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（396）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（397）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（398）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（399）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（400）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（401）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（402）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（403）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（404）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（405）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（406）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（407）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（408）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（409）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（410）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（411）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（412）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（413）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（414）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（415）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（416）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（417）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（418）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（419）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（420）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（421）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（422）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（423）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（424）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（425）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（426）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（427）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（428）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（429）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（430）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（431）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（432）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（433）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（434）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（435）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（436）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（437）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（438）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（439）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（440）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（441）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（442）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（443）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（444）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（445）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（446）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（447）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（448）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（449）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（450）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（451）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（452）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（453）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（454）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（455）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（456）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（457）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（458）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（459）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（460）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（461）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（462）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（463）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（464）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（465）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（466）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（467）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（468）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（469）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（470）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（471）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（472）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（473）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（474）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（475）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（476）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（477）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（478）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（479）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（480）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（481）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（482）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（483）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（484）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（485）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（486）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（487）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（488）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（489）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（490）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（491）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（492）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（493）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（494）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（495）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（496）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（497）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（498）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（499）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（500）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（501）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（502）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（503）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（504）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（505）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（506）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（507）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（508）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（509）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（510）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（511）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（512）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（513）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（514）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（515）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（516）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（517）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（518）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（519）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（520）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（521）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（522）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（523）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（524）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（525）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（526）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（527）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（528）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（529）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（530）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（531）本サービスの利用権を第三者に譲渡し、または担保に供すること。（532）本サービスを法令および公序良俗に反する態様で使用すること。（533）本サービスの利用権を第三者に

【商品売買契約約款】
商品売買契約書に記載される導入商品（以下「本商品」という）について、契約者甲（以下「甲」という）及び販売店A（以下「乙」という）並びに運伸保証人は、本商品の売買にあたり、本商品売買契約約款（以下「本約款」という）及び商品に関する利用規約がある場合は当該利用規約を契約内容とすることに合意し、商品売買契約（以下「本契約」という。）を締結するものとします。なお、運伸保証人を付さない場合は、運伸保証人に関する規定は適用されません。

第1 条（定義）
本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で定義し、使用します。
①本契約書：商品売買契約書、本約款並びに商品に関する利用規約がある場合は当該利用規約をいう。なお、商品に関する利用規約は、本契約の申込前に、乙より、甲に対し、交付し、または、利用規約を確認できるURLの提示を行うものとします。
②信販会社：乙が加盟店契約を締結している信販会社をいう。
③分割契約：甲が乙より本商品を購入する際、乙が指定する信販会社が甲に代わって乙に代金を立替払いし、後日、甲が商品代金及び手数料等を分割して信販会社に支払うクレジット（立替払）契約。なお、甲は、商品代金の分割払いを希望する場合、本契約と同時に信販会社との間で分割契約を締結します。
④クラウドサイン：弁護士ドットコム株式会社が提供する電子契約システム「クラウドサイン」をいう。
⑤登録メールアドレス：本契約の締結において利用する、甲が、クラウドサイン上で入力し商品売買契約書に記載され、もしくは、書面により締結する場合は、書面上に記載される、甲が事業のために使用かつ所有する甲のE-Mailアドレス。
⑥残処理：乙が、甲の申請により甲に譲渡する、甲が信販会社等と締結している本契約書記載の旧物件及び旧保守契約の解約処理。

第2 条（契約の締結及び登録メールアドレス）
1. 甲は、電子署名の目的をもって、クラウドサインを利用する方法、又は電子契約システムを利用する方法の場合はクラウドサインの利用規約に同意し、甲込内容に相違なきことを確認の上、登録メールアドレスを使用してクラウドサイン上で本契約に対する本契約への同意及び締結を行うものとします。
2. 甲は、クラウドサインによる契約方法について、全ての甲の社内において必要な内部手続（会社法並びにその他関連法規に定める手続等を含む）を経ており、適法かつ有効であることを確認します。
3. 第1項に基づき本契約を締結するにあたり、本契約への同意の意思表示を行う者は、自身が法令、甲の社内の定款及び社内規程で必要とされる手続きに基づき、適法かつ有効に、本契約への同意の意思表示及び締結をする権限を付与されていることを表明します。
4. 甲は、登録メールアドレスについて、甲自身のものであり、第2項に基づき、乙との契約行為に使用することに同意します。
5. 甲は、登録メールアドレスを使用して乙に対して行う意思表示について、以下の各号のとおりとすることに同意します。①登録メールアドレスを使用したクラウドサイン上での契約への同意及び締結、②他のクラウドサイン上で行われる行為は、すべて甲に帰属する行為としてみなすことに同意します。
6. 登録メールアドレスを使用したすべてのメールにおいてなされた意思表示は、甲の意思表示として乙がみなすことに同意します。また、甲は、乙が登録メールアドレス宛てに送信するメールにおいてした意思表示は、乙が甲に対してした意思表示としてみなすことに同意します。なお、本号における、これらの意思表示の通知の効力は、通常到達すべき日時（以下「通常到達日時」という）であった時に、到達したものとみなし、通常到達日時に効力が生じます。
3登録メールアドレスを変更する場合もしくは変更する必要が生じた場合、甲は自己の責任において、第14条に基づき変更手続きを行うことに同意します。
6. 甲は、クラウドサインで締結した契約書面を、自らの責において保管・管理すること及びことクラウドサインの契約が終了した場合も、本契約の効力性に影響がないことを確認します。
7. クラウドサインを利用して本契約の締結を行うか否かに関わらず、乙は、甲に対して本契約及び保守契約の履行にあたっても、別途登録メールアドレス宛てに通知した場合、甲に対して通知されたものとみなします。

第3 条（契約の成立）
1. 本契約は、乙が売渡する本商品を、乙は甲に対して売渡し、甲はこれを買い受けることに合意し、甲が、書面に自署または記名捺印の上、乙に対して申込をし、乙が承諾したときは、電子契約システムを利用する場合は、甲が、本約款を承認の上、クラウドサイン上で「同意（確認完了）」ボタンをクリックしたときに成立します。（これらが完了した日を「本契約締結日」という。）
2. 本契約の内容を変更する場合には、次のいずれかの方法で変更手続きを行うものとします。なお、変更手続きの完了日（以下「変更日」という）をもって変更内容を契約内容として適用し、複数回の変更が行われた場合、変更日が最新のものを有効な契約内容とします。
①乙が、第1項における合意の範囲と保有する契約書面を、修正により変更し、甲がその変更内容を確認後、前条第1項のいずれかの方法により、甲及び乙が変更内容に合意する旨の意思表示をしたことにより、変更後の契約内容で再締結する方法。
②乙が、前条第1項及び本条第1項の成立の要件を満たすことにより、変更であることを明記の上、変更後の契約内容で再締結する方法。
③乙が、甲の登録メールアドレス宛に契約内容を変更する旨及びその変更内容を通知し、甲がそれに対し、登録メールアドレスを使用し承諾の意思表示をことに対して行する方法。
4. その他、前各号に相当する方法としてこの当事者が合意の方法。
3. 本契約がその理由を問わず不成立、無効、取消あるいは解除・解約となった場合、その後の手続きについて、本契約または本約款に定めのある事項を除き、甲乙協議の上、甲は乙の定めるところに従うものとします。

第4 条（支払方法）
1. 甲が、売買代金の支払方法につき「現金払い」を選択した場合、本契約書記載の売買代金をこの指定する銀行口座へ支払期日までに支払うものとします。なお、振込手数料は甲の負担とします。
2. 甲が、売買代金の支払方法につき「分割払い」を選択した場合、甲は信販会社との間で別途分割契約を締結します。なお、甲は、後日締結する分割契約については、本契約の内容が一部変更になることに準、予め同意するものとします。
3. 甲が第2項に基づき分割契約を締結する場合、乙は甲の与信状況を鑑み、与信・金利条件等、甲に適切な信販会社を指定するものとします。

第5 条（分割契約）
1. 甲は、乙指定の信販会社との間で分割契約を締結する場合、当該分割契約の定めに従い支払うものとします。
2. 甲が乙指定の信販会社との間で分割契約を締結する場合の分割手数料の取扱いは、以下の通りとします。なお、分割手数料の負担方式は乙信販会社との間で取り決めるものとし、甲による負担方式の選択はできません。
<加盟店手数料負担方式の場合>
①本契約の売買代金は、本契約書記載の売買代金（支払総額）となります。
<顧客手数料負担方式の場合>
①本契約の売買代金は、本契約書記載の売買代金（支払総額）から分割手数料を割戻し、割賦金を支払総額より値引きした金額となります。この場合でも、甲の負担する支払債務（支払月額、支払回数、支払総額）については加盟店手数料負担方式と変わりはありません。
②信販会社により金利等が異なる場合であっても、甲は乙に対し信販会社等の選定を一任するものとします。なお、分割契約の詳細条件については、当該分割契約書の内容に記載されます。
3. 甲は、分割契約を申し込む場合、分割契約の審査承認後に分割契約が次の各号のいずれかに該当した場合においても、本契約はあり方、売買代金の支払方法が現金払いへ変更になることを確認し、同意します。なお、やむを得ない事情により、甲が本契約の解約を希望する場合、第19条に基づき本契約を解約できるものとします。
①無効・取り消し②解約・解除③与信期限を過ぎたことにより失効した場合④第3号に該当した、または契約内容の変更により再審査をした結果に影響または不承認となった場合
4. 分割契約の審査結果が不承認となり、分割契約が不成立となった場合においても、本契約の成立及び本契約に影響を及ぼすことはない。この場合、甲は、売買代金の支払方法を現金払いに変更、または本契約の解約のいずれかを選択できるものとします。なお、甲が本契約の解約を選択した場合、乙が本商品に関する義務の履行を開始していない場合に限り、甲における本契約の解約に伴う違約金は発生しません。
5. 甲は、分割払いを選択した場合、乙指定の信販会社が必要とする分割契約に付随する手続きを速やかに履行するものとします。
6. 甲は、分割払いを選択した場合、本契約の履行の途中において、信販会社の与信期限を超過する可能性もしくは超過した場合であり、なおかつ、甲よりこれまで解約もしくは支払方法を変更する旨の意思表示がない場合、信販会社が許容する範囲において、既に提出済みの分割契約に関する審査の申込が可能となる審査をもって、審査の申込を行うことにより同意するものとします。また、これに伴い乙が甲に対して追加の手続きが必要となる場合、甲は速やかに履行するものとします。なお、この場合において、審査が不承認となった場合、4 項の適用はないことに、甲は同意する。

第6 条（所有権）
本商品の所有権は、売買代金完済時にこから甲に移転するものとします。但し、甲が乙指定の信販会社との間で分割契約を締結する場合、当該分割契約に定められた契約事項に従うものとします。

第7 条（著作権）
1. 本商品に関する著作権、その他知的財産権（著作権法27 条及び28 条で規定する権利を含む。以下「著作権等」という。）の取り扱いは、次の各号に定めるとおりとします。
①本商品を構成するコンピュータープログラム、サイトシステム、画像データ、テキストデータ等の著作物に関する著作権等は、それぞれの提供者に帰属します。なお、これらの集合体である商品の著作権等は乙に帰属します。
②本契約では、いかなる意味においても、乙または丁が所有する著作権等を、乙または丁から、甲もしくは第三者に移転させるものではありません。
③甲は、甲が著作権等を所有する著作物について、乙または丁に対し、著作者人格権を行使しないものとします。
2. 乙は、乙が著作権等を所有する著作物に関し、丁のサーバーに移動させた場合に限り、乙は当該著作物等を丁が使用することに（甲に限って当該著作物を使用することを再許諾する権利も含）を許諾します。

第8 条（導入にあたっての付随本項１について／据付・納品に関わる本項）
1. 乙は、本商品のデータが入った情報記録メディアの甲への引き渡し、もしくは、甲の指定する機器（パソコン、サーバー等）への本商品の納入をもって、本商品の納品が完了したものとします。甲は、乙から本商品について引渡を求められたときは、正当な理由 がある場合を除き、引き取らなければならない。なお、乙は、これらの納品業務を第三者へ委託できるものとし、甲はこれに同意 するものとします。
2. 甲の指定するパソコン（OS の種類やバージョンを含む）またはブラウザ等が乙の指定する推奨環境下である場合、また、納品業務の停止または推奨環境のパソコン、ブラウザ等の指定をする場合があります。なお、甲の指示によりその指定する推奨環境外となる端末に本商品を納入した、または甲が乙指定外のブラウザで本商品を使用したことにより生じたトラブルや損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 本商品の納品後は、速やかに甲の責において検品を行い、検品時に本商品における不適合を発見した場合、直ちに乙へ通知するものとします。甲は、この通知を、乙による検品確認電話が完了するまでに行うものとし、当該通知を怠った場合、契約不適合を理由とした本契約の解除及び損害賠償請求は行えないものとします。
4. 本契約における乙の債務は、信販会社からの検収確認電話の完了または甲による検品確認電話完了から５ 日経過後に、すべての履行が完了したものとします。
5. 付帯品の不具合等について、自然故障を除く故障については、甲の責と負担により解決するものとし、乙へ依頼する場合は有償とします。但し、自然故障による不具合等につきましては、原則として当社にて修理または代替品の送付いたしますが、代替品等の納品迄時間を要する場合があること、及びメーカー保証の年限を超えた場合、有償となる場合があることを甲は予め了承するものとします。

第9 条（その他サービス）
1. 本商品と各種SNS または外部サービス（以下「各種SNS 等」という）とを連動させることができる場合、甲は、当該各種SNS 等の利用規約を遵守するものとします。
2. 甲が、本商品と各種SNS 等との連動を希望した場合、使用するアカウントについては以下の通りとします。なお、連動させる各種SNS 等のアカウントのログイン10 及びパスワード等（以下「SNS アカウント」という。）の情報の管理は甲の責において行うものとし、これらの紛失や第三者による不正利用によりトラブル や損害が生じた場合、その不正利用等が乙の責めに帰すべき事由に起因するものでない場合、乙は一切の責任を負わないものとします。
①本商品と連動させるSNS アカウントを、甲が既に所有している場合、そのアカウントを使用するものとします。
②甲が、本商品と連動させるSNSアカウントを所有していない場合、乙は、当該SNSアカウントの新規取得を代行することができます。
3. 各種SNS 等における仕様変更や停止等により、本商品との連動が解除された、または連動ができなくなった場合、これに起因するトラブル等について、乙は一切の責任を負いません。
4. 本商品と各種SNS 等との連動は、本契約とは別個独立に提供されるサービスであり、甲と各種SNS 等の提供会社との間で生じる事由は本契約の有効性につき何ら影響を与えません。また、本契約に基づく納品は、本商品と各種SNS 等との連動の有無にかかわらず、第8 条1 項に定める作業をもって完了するものとします。
5. 本商品と各種SNS 等との連動につき、甲が必要な協力を怠った場合、乙はその連動に関する契約の一部または全部を、即時かつ無条件にて解除することができます。

第10 条（導入にあたっての付随本項１について／据付作及び旧保守契約に関わる為項）
1. 甲は、残処理を希望する場合、自己の責任において残処理に関する情報（旧契約に関する会社情報や金銭等）を乙に申告するものとします。
2. 乙は、甲の申告に基づいた残処理にかかる債権について、乙所定の基準に適合していることを前提として残処理を行うものとします。なお、乙が残処理を行う対象は、本商品と同種の商品及び当該商品にかかる保守・サービスのみとします。
3. 乙は、次の各号に定めるときから、残処理手続きを開始します。但し、乙が本契約に基づく債務の履行の完了のために、各号に定める時期前に残処理が必要となった場合、もしくは契約者による残処理手続きの遅延あるいはこの都合により残処理手続きが遅延した場合は、この限りではありません。
①旧物件について、信販会社による甲への検収確認電話が完了後、乙は残処理手続きを開始するものとします。
②旧保守については、甲への本商品の納品が完了後、または信販会社による甲への検収確認電話が完了後、乙は残処理手続きを開始するものとします。
4. 乙は、次の各号のいずれかの方法をもって残処理をします。①乙が甲に代わり、解約先信販会社または旧物件の販売店もしくは旧保守会社に対して、残処理金額を支払う方法。②乙が、甲用指定の甲の銀行口座に残処理金額を支払い、甲が清算手続きを行う方法。
5. 第3 項に定める残処理手続き開始時期により、現実に残処理に変するとして甲が申告した金額（以下「残処理金額」という）が、本契約締結時に甲が申告した金額（以下「申告金額」という）と相違する場合、乙は、次の各号のいずれかに従い、残処理を実施します。①残処理金額＜申告金額となる場合 乙は、その差額を上限として、残処理を実施します。②残処理金額が申告金額より少額であった場合、実際に残処理に要した金額をもって残処理を実施します。なお、乙から甲に対して申告金額と残処理金額との差額の返金等は行いません。
6. 旧物件及び旧保守契約の条件によって甲自身で手続きが必要となる場合、甲の責において当該手続きを行うものとします。
7. 乙は残処理業務を第三者に委託できるものとし、甲はこれに同意するものとします。
8. 乙は、残処理の一部又は全部が、甲の責に帰すべき事由、又は残処理の対象となる債権を有する会社等の事情により、困難であると判断した場合、残処理に関する契約の一部または全部を、即時かつ無条件で解除することができます。なお、当該解除事由が発生した場合、乙が既に残処理に着手していた、または一部の残処理を完了させていた場合、乙は甲に対し、残処理に要した費用の一切の請求できるものとします。
9. 残処理は、本契約とは別個独立に提供されるサービスであり、これに関する事由は本契約の有効性につき何ら影響を与えないものとします。
10. 旧保守契約の解約に伴い、旧保守契約の対象商品はシャットダウンされ、消滅したドメイン・データ等は復旧できなくなることに甲は同意の上、残処理申請をするものとします。なお、当該作業において生じるトラブル等について、乙は一切の責任を負いません。

第11 条（解約及び違約金）
1. 本契約締結日の翌日から起算して３日目以内において、甲から乙に対し、本契約の解約を申し出た場合、乙は、本条件で解約を行います。また、甲が、本契約締結日から４ 日目以後に解約を申し出た場合、または、本契約締結日から前条件で解約ができない場合であっても、乙が既に残処理に着手していた、または一部の残処理を完了させていた場合、乙は甲に対し、残処理に要した費用の一切の請求できるものとします。
9. 残処理は、本契約とは別個独立に提供されるサービスであり、これに関する事由は本契約の有効性につき何ら影響を与えないものとします。
10. 旧保守契約の解約に伴い、旧保守契約の対象商品はシャットダウンされ、消滅したドメイン・データ等は復旧できなくなることに甲は同意の上、残処理申請をするものとします。なお、当該作業において生じるトラブル等について、乙は一切の責任を負いません。

第11 条の２（期限の到来要失）
1. 甲は次のいずれかの事由に該当した時は、本契約に基づく債務（別途本契約に関連して合意した債務も含む。以下同じ）について、当然に期限の利益を失い、乙に対して直ちに債務を履行するものとします。①甲が解除にかかる条項２項各号又は介戻前にかかる条項に規定するいずれかの事由に該当した、又はそのおそれがあるとき ②本契約の申込について虚偽の申告があったとき ③甲が反社会的勢力該当にかかる条項1項に規定するいずれかの事由に該当したとき ２ 甲は次のいずれかの事由に該当した時は、この請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、乙に対して一括で全債務を履行するものとします。 ①本契約上の義務に違反したとき ②甲の信用状態が著しく悪化したとき

第12 条（解除及び損害賠償）
1. 乙は、甲において以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、�甲に対し、何らの通知勧告を要することなく、直ちに本契約を解除することができます。①本契約に関する義務の履行（支払義務）を遅滞した（支払期日までに支払いがなかった場合を含む）とき ②本契約の申込内容が虚偽であったとき ③甲が反社会的勢力該当にかかる条項1項に規定するいずれかの事由に該当したとき ２ 甲は次のいずれかの事由に該当した時は、この請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、乙に対して一括で全債務を履行するものとします。 ①本契約上の義務に違反したとき ②甲の信用状態が著しく悪化したとき
3. 甲が次条第１項に基づく支払債務を履行しない場合、または、甲が前条に該当した場合、相手方に対して同じ。）損害賠償を請求することができます。
①本約款及び本約款に基づく、または違反するおそれがあるとき。②支払停止、支払不能に陥ったとき。③自ら振り出しまたは裏書した手形、小切手の不渡りを１回でも出したとき。④差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。⑤破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停の申立てを受けまたは自ら申立てをしたとき。⑥解散、営業の全部または重要な部分の第三者への譲渡を決議したとき。⑦基本約款上の義務に違反した反社会的勢力と判明したとき。資本、資本金または取引上その他何らかの関連があるとみなされたとき。⑧公序良俗に反する行為及び反社会的 な勢力・行為に関与していることが判明したとき。⑨その他、上記と同様し得る 事実またはそのおそれがあると認められる相当の 事由があるとき。
3. 甲が本条第１項に基づく支払債務を履行しない場合、または、甲が前条に該当した場合、甲の意思表示をしたにも関わらず、甲側の違約の是正をしない、または甲における違約金の支払い意思が確認できない場合、乙は、損害賠償金または違約金回収管理業務を外部に委託することができるものとし、甲はこれに同意します。

第13 条（反社会的勢力排除）

1. 甲及び連帯保証人は乙に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとします。
①自ら（法人の場合は代表者、役員、従業員（雇用形態を問わない）、及び株主等を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５ 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び反社会的勢力が甲の経営に（または関)経営を支配していまたは経営を実質的に関与していること、③反社会的勢力が甲の役員（または関）経営を実質的に関与していること、④反社会的勢力と甲が取引をしていること、⑤反社会的勢力と甲が資金提供、便宜供与、役務等その他の関係を有していること、⑥反社会的勢力と甲が社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び連帯保証人は乙に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとします。
①自ら（法人の場合は代表者、役員、従業員（雇用形態を問わない）、及び株主等を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５ 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと、及び反社会的勢力が甲の経営に（または関)経営を支配していまたは経営を実質的に関与していること、③反社会的勢力が甲の役員（または関）経営を実質的に関与していること、④反社会的勢力と甲が取引をしていること、⑤反社会的勢力と甲が資金提供、便宜供与、役務等その他の関係を有していること、⑥反社会的勢力と甲が社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 本契約の契約期間満了をもって解約するときは、本契約を更新しない旨の書面又は当社所定の書面を当社に送付する方法により行うものとし、当社において当該書面がすべて確認できない限り、解約を受け付けることできないものとします。なお、当該書面が毎月20 日（土日祝日の場合は翌営業日）までに当社に届いた場合にのみ当月の受付けとし、翌月末日付で解約として取り扱うものとします。但し、当社規定により当該書面の受付ができない場合があります。

第14 条（中途解約及び違約金）
1. 契約者は、前条に定める契約期間中における中途解約はすることができないものとします。但し、やむを得ない事情により解約する場合には、本保守契約所定の違約金が発生し、当該違約金を支払うことにより解約することができるが、前条第１項の期間満了後における、同第２項により延長された契約期間内の中途解約については、違約金は発生しないものとします。
2. 前項の解約は、契約者が当社所定の書面を当社に送付する方法により行うものとし、当社において当該書面がすべて確認できない限り、解約を受け付けることできないものとします。なお、当該書面が毎月20 日（土日祝日の場合は翌営業日）までに当社に届いた場合にのみ当月の受付けとし、翌月末日付で解約として取り扱うものとします。但し、当社規定により当該書面の受付ができない場合があります。

第15 条（本サービスの損失の停止及び違約金）
1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なしに本サービスの提供を停止することができます。①申込にあたって虚偽の事項を記載した事が判明した場合②契約者が当社の指定した支払期日までにサービス料金を支払わなかった場合③契約者が、仮差押、差押の申し立てを受けた、または民事再生、破産、会社更生、会社清算の申し立てをした場合、または、これらの事由を会知する場合④契約者が死亡した、または、支払能力の悪化等を理由とする場合⑤本サービスのサービス料金、割増金または遅延損害金などを支払わない場合
2. 当社が、前項の規定により本サービスの提供を停止した場合、違約金として契約者が長期割引サービス（契約者が当社との間で締結した保守契約を、契約書上の一定期間以上継続することを条件に、当社が特別価格でホームページ上で提供することを指す。以下同じ。）を利用していた場合において、長期割引サービスは前期当初に遡って解消され、契約者は、当社に対し、「契約期間 ヶ月 ヶ月 ヶ月